

「飯塚事件」第2次再審請求棄却決定に対する会長声明

福岡地方裁判所第4刑事部（鈴木晋一裁判長）は、2024年6月5日、いわゆる飯塚事件の第2次再審請求について、再審請求を棄却する決定をした（以下「本決定」という。）。

飯塚事件は、1992年2月20日に、福岡県飯塚市で通学途中の小学1年生の女児2名が行方不明となり、翌21日に同県甘木市内の山中で遺体が発見された事件である。事件発生から約2年7か月後の1994年9月23日、久間三千年氏（以下「久間氏」という。）が死体遺棄の被疑事実で逮捕され、久間氏は当初から一貫して無実を主張していたが、死体遺棄、略取誘拐、殺人で起訴された。1999年9月29日に福岡地裁は久間氏に対して死刑判決を言い渡し、控訴、上告も棄却され、2006年10月8日に死刑判決が確定した。

飯塚事件は、久間氏と事件を結びつける直接証拠は全くなく、①被害女児の遺体から検出されたDNA型と久間氏のDNA型が一致したとするDNA鑑定、②誘拐現場とされる通学路上で被害女児を見たとする目撃供述、③遺留品発見現場付近で久間氏の所有車両と特徴が一致する車両を見たとする目撃供述等の状況証拠によって有罪認定がされている。

しかし、飯塚事件のDNA鑑定（MCT118型鑑定）は、再審無罪が確定した足利事件と同じ手法のものであり、もともとその信用性に疑問が呈されており、久間氏の弁護団は再審請求の準備を行っていた。2008年10月17日には足利事件でDNA再鑑定が行われる見通しであることが広く報道されたが、それにもかかわらず、同月24日に当時の森英介法務大臣が死刑執行を命令し、同月28日に久間氏に対する死刑が執行されたのである。

しかも、第1次再審請求において、科警研のDNA鑑定には写真の改ざん等の極めて重大な問題点があったことが明らかとなっている。裁判所も、「MCT118型鑑定の証明力減殺」「犯人と事件本人のMCT118型が一致したと認めることはできない」ことを認めたのである。

今般の第2次再審請求では、上記②の目撃者は、捜査機関の強引な誘導で供述調書が作成され、被害女児を見たのは事件当日ではない旨新たに証言した。また、別の目撃者は、事件当日に後部座席に2人の女児を乗せた犯行使用車両と思われる車を目撃したが、久間氏の所有車両とは特徴が異なり、運転して

いた人物も久間氏ではなかった旨新たに証言した。

このように、飯塚事件の主要な状況証拠は全て崩壊したのであり、本件は再審が開始されなければならなかったのである。しかし、本決定は、「警察官がこのような捏造を行うというのは考え難い」等として、上記目撃者の新証言の信用性をいずれも全面的に否定し、再審請求を棄却したのである。

白鳥決定（最一小決昭和50年5月20日）、財田川決定（最一小決昭和51年10月12日）は、新旧全証拠の総合評価を要求し、「疑わしいときは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則が再審請求にも適用されると判示している。しかし、本決定は新証拠のみを孤立的に評価し、しかも新証拠のみで旧証拠を完全に否定する証明力を要求するものであり、白鳥決定、財田川決定に違反し、「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則にも反しており、到底是認することができない。本決定は、捜査機関による証拠の捏造の可能性が指摘される袴田事件の教訓から、何も学んでいないといわざるを得ない。

また、第2次再審請求において、裁判所は検察官に対して、警察からの送致文書リストの開示を書面で勧告したところ、検察官は、裁判所にそのような勧告をする権限はないとして、その開示を拒否している。このような検察官の対応は、えん罪被害者の救済をさらに困難にするものであり、「公益の代表者」（検察庁法第4条）とはかけ離れている。再審請求手続は、もはや運用では適正化することはできず、法改正が必要不可欠であることを如実に示している。

そして、このようにえん罪の可能性が強く疑われる事件について、既に死刑が執行されているということは、上述した久間氏に対する死刑執行の経緯等も含めて、我が国の死刑制度に極めて重大な問題点を提起するものである。

当会は、飯塚事件の再審請求について引き続き注視していくとともに、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正、死刑制度の廃止並びに死刑執行の停止に向けて、努力していく所存である。

2024(令和6)年6月13日
東京弁護士会会長 上田 智司

地方自治法改正法に反対する会長声明

1 地方自治法の一部を改正する法律案（以下、「改正法」という。）が国会に提出され、6月19日に参議院で可決され、成立した。この改正法は、大規模災害や感染症の蔓延などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国が地方自治体に対して「指示権」を行使できると定めているが、以下に述べるように重大な問題がある。

2 地方自治について、憲法は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」としている（憲法第92条）。これは、国民の人権を保障し、民主主義を実現するためには、地方自治体に自治（団体自治と住民自治）を認め、国と地方に権限を分配する形態が適切なためである。2000（平成12）年に施行された地方

分権一括法によって、国と地方とは対等な関係にあり、様々な権限が国から地方へ移譲されるようになったことは、上記の憲法の趣旨を具現化したものである。同法では、地方自治法に、地方公共団体は個別法の根拠がなければ国の関与を受けない旨の規定（同法第245条の2）が置かれた上、個別法に基づく国の関与のあり方として、地方公共団体の事務のうち国が自治体にゆだねる「法定受託事務」については、自治体側に違法などがあれば国は「是正の指示」ができる一方、「自治事務」については、原則として「指示権」は否定され、「国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合」に限って例外的に「指示権」を行使できる旨の規定

(同法第245条の3、同法第245条の7)が置かれることとなった。

ところが、今回の改正法は、法定受託事務と自治事務の区別なく、個別法に規定がない場合にも国の指示権を認めるものである。すなわち今回の改正法の指示権行使の要件は、「国民の生命等の保護のために特に必要な場合」という抽象的なものでしかないため、一般的な指示権を持つこととなる。それゆえ、政府が広範な裁量権を行使する根拠として利用される危険性を有すると言える。

そのうえ、改正法は、「緊急性」の要件を定めていない。すなわち、国が、必要と認めた場合には、平時においても指示権が行使されうることとなる。

このことは、上記の広範な裁量権と相まって、国が上位機関として自治体の自治権を広範に制限し、自治体の住民の権利・自由を広く制限しうることとなる余地がある点で、実質的に国と地方を対等な関係とする趣旨を大きく損ない、地方自治の本旨を侵害するものである。

- 3 また、そもそも法改正の必要性を基礎づける立法事実も存在するとは言えない。今回の改正法は、新型コロナウイルス感染症の初期対応において、国が自治体に対して指示できる根拠規定がなかったため、感染患者の移送や受け入れの調整ができず、混乱したことが改正の理由とされている。しかし、初期対応の混乱の原因は、大規模感染症への対応の経験の不足や、保健所や消防署（救急搬送）、医療機関の連携不足

などにあり、国が自治体に直接命令できなかったことにあるとは言えない（むしろ、国の関与が混乱を招いたという批判すらある）。そして、コロナ禍を経て感染症法も改正され、国と自治体及び関係機関の連携が定められるようになった現状においては、感染症の蔓延に備えるために地方自治法を改正しなければならない立法事実は存在しない。また、大規模災害に対しては、災害対策基本法において国の対応について規定されており、そこに規定された以上に国の指示権を認めるべき立法事実も存在しない。

さらに、提案者である政府が、このような指示権を行使する具体的な事例を示せないままである点においても、立法事実の存在に大きな疑問がある。

そして、いずれの事態においても、被害状況等を迅速に把握し、個別のニーズに具体的に対応できるのは地元自治体であるから、頭越しに指示権を行使することはかえって現場の混乱を招きかねない。それゆえに、本改正法に対しては、多くの自治体の首長から反対や危惧の声が上がっている。

- 4 以上のとおり、今回の改正法は、政府が広範な裁量権を行使する根拠として利用され、地方自治の本旨を損なうおそれがある上、立法事実の存在が疑わしいものであるから、当会は強く抗議すると共に、改正部分の廃止（再改正）を求める。

2024(令和6)年6月25日
東京弁護士会会長 上田 智司

集団的自衛権行使容認閣議決定後 10 年を迎えるにあたって 改めて違憲であることを確認する会長声明

- 1 2014（平成26）年7月1日に、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定（以下「本閣議決定」という）が行われて、10年の歳月が流れようとしている。

同日、安倍内閣は、長年維持されてきた政府の憲法解釈を変更し、「我が国を取り巻く安全保障環境が激変した」として、「我が国と密接な関係にある他国が武力攻撃を受け」た場合に、我が国が直接武力攻撃を受けておらず、またそのおそれすらないにもかかわらず、日本が他国のために武力を行使することを可能としてしまったのである。本閣議決定にもとづいて、翌2015（平成27）年9月19日に参議院本会議で安保法制が成立したが、そこには、集団的自衛権の行使容認にとどまらず、住民保護における武器使用の容認、他国の戦闘行為に対する後方支援、武器等防護などの規定が含まれていた。これに対しては、日本弁護士連合会はもとより、当会を含む全国全ての単位弁護士会がその違憲性を指摘して、廃止を求める声明を発出した。

- 2 言うまでもなく、違憲の最たるものは、集団的自衛権の行使容認である。

我が国は、憲法前文及び9条において、徹底した恒久平和主義を定めており、政府も、自衛のための実力については、専守防衛・必要最小限度の実力に限定し、実力行使の要件については、1972年に、具体化する武力行使3要件が定められた。その要点は、①我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）が存在し、②これを排除するために他に適当な手段がない場合、③自衛のための必要最小限度の実力行使にとど

めること、というものである。

そして、以後40年以上にわたり、歴代内閣は、集団的自衛権の行使は、我が国では、憲法9条に違反するものであり、現行憲法の下では認められない旨答弁して、この立場を堅持してきた。

しかし、安倍内閣は、上記のとおり、それまで長年に亘って積み重ねられてきた政府の憲法解釈を変更し、「我が国を取り巻く安全保障環境が激変した」として、第一要件に、「我が国と密接な関係にある他国が武力攻撃を受け」という文言を加えて、我が国が直接武力攻撃を受けておらず、またそのおそれすらないにもかかわらず、他国のために武力を行使することを可能とした。

これに対しては、歴代内閣法制局長官、最高裁判事、ほとんどの憲法学者が、違憲であり許されないと反対し、当会も反対声明を発出している。

そして、翌年成立した安保法制には、集団的自衛権行使のほかに派遣地の住民保護、武器等防護、後方支援等の任務及び武器使用を認める規定が定められているところ、これらも、紛争に事実上加担したり巻き込まれることになる危険性が強いと解されるため、戦争を放棄した憲法9条の趣旨に違反するものである。

- 3 内閣は閣議決定の前に、憲法学者が一人もおらず、全員が集団的自衛権容認論者で占められていた私的諮問機関に諮問し、その後、集団的自衛権は違憲であるとしていた内閣法制局長官を更迭し、集団的自衛権容認論者を新たな内閣法制

会長声明

局長官に抜擢している。

そして、衆議院では強行採決を行い、参議院の委員会では、議事録を書き換えるなど、およそ慎重に熟議したとはいえない非民主的な手続で強行されたものであり、憲法9条に反するだけでなく、憲法の基本原則である立憲主義にも反し、憲法改正権者である国民の意思も権利も無視して成立させられたという点においても、極めて重大な問題を含むものであった。

国会での法案審議中の2015年8月には、10万人を超える人々が国会前に集結し、政府及び国会が横暴極まる方法によって憲法規範が破壊されることに抗議の声を上げたにもかかわらず、無視されて進められたことを、我々は忘れてはならない。

- 4 そして、その後の10年間に、政府は、安保法制に基づいて、武器等防護として米艦防護を何度も実施し、戦闘機に中距離巡航ミサイルを搭載できることを認め、ヘリ空母と称していた護衛艦「いずも」に垂直離着陸機F35Bを搭載できるように

改造し、さらに防衛費を倍増し、安保関連三文書において敵基地攻撃能力の保有を宣言し、防衛装備移転三原則の運用指針の変更によって多国間共同開発戦闘機の第三国輸出を可能とするなど、その「平和安全法制」の名に反する、緊張を高める武力増強政策を進行させている。

特に、尖閣諸島の領有問題で対立していた中国との間では、「台湾有事」などを意識した南西諸島の基地化を急速に進めるなどして緊張関係を高めているが、憲法の恒久平和主義との関係では、深刻に憂慮すべき事態である。

- 5 当会は、憲法が容認しない軍備増強や軍事同盟化に突き進むことなく、憲法が定める武力によらない平和の実現を尊重することを強く求め、本閣議決定の違憲性を改めて確認し、これに強く反対すると共に、安保法制の廃止を求めるものである。

2024(令和6)年7月1日

東京弁護士会会長 上田 智司

最高裁大法廷判決を受けて、旧優生保護法による被害の全面的回復を求める会長声明

本年7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟5件の上告審において、除斥期間の適用を制限し、被害者らによる賠償請求の道を開く判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

旧優生保護法に基づいて強制不妊手術を受けさせられた被害者らは、国に賠償を求めて全国で提訴しており、各地の裁判所において、「被害者らの損害賠償請求権が改正前民法724条後段の除斥期間の経過により消滅したか」につき判断が分かれていた。本判決は、この点について最高裁判所として初めて統一の見解を示したものである。

本判決は、旧優生保護法や同法に基づく強制不妊手術の実施が憲法に違反することを明示し、同法により「不良」であるとの烙印を押され、社会的な差別・偏見に晒されてきた被害者らの苦しみと向き合い、除斥期間の適用をそのまま認めることは著しく正義・公平の理念に反するとして、除斥期間の適用を制限したという点において、画期的な判決である。最高裁判所が、人権の皆たる司法府の最終審として、その役割を全うしたものであり、高く評価されるべきである。

加えて、大法廷での審理及び判決にあたり、最高裁判所が、障害のある訴訟当事者及び傍聴者に向けた様々な配慮を提供したことも注目に値する。判決期日では、初めて傍聴者向けの手話通訳を公費で配置することとなったものの、当事者向けの

手話通訳等の手配が公費で行われないことなどの課題も残されており、引き続き、民事訴訟手続における障害のある訴訟当事者の社会的障壁除去のための手話通訳等の費用は国の負担とするよう障害者権利条約13条に基づく手続上の配慮及び合理的配慮の提供が求められるところである。

全国に2万5000人以上いると考えられる被害者のうち、訴訟提起に至った被害者はわずか39名であり、そのうち6名が訴訟係属中に亡くなった。旧優生保護法下で行われた強制的な不妊手術に関しては、2019年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立したが、同法に基づく一時金の申請件数は2024年5月5日現在、わずか1326人に過ぎない。被害者らは皆、高齢であり、1日も早い救済が求められる。

最高裁大法廷判決を受けて、国は、旧優生保護法の被害について真摯に反省し、被害者らに対して心から深く謝罪をすると共に、一人でも多くの被害者についてその被害の早期回復を図られるよう、全面的解決を図るべきである。当会は引き続き、被害者らの真の被害回復の実現に向けて、真摯に取り組んでいく所存である。

2024(令和6)年7月3日

東京弁護士会会長 上田 智司

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

東京都の最低賃金は現在時給1113円である。

最低賃金は、このところ年々増加しているものの、その水準は、いまだにかなり低いと言わざるを得ない。

上記の最低賃金で1日8時間、月22日間フルタイムで働い

ても月収19万5888円であり、年収は235万0656円に過ぎない。

最低賃金は、パート・アルバイトなど労働者の4割近くを占める非正規労働者にとって、特に重要な意味を持つ。非正規労

働者の多くが最低賃金をわずかに上回る賃金で働いているからである。厚生労働省が2024年3月27日に発表した「令和5年賃金構造基本統計調査」によれば、正社員・正職員以外の平均賃金（月額）は男女計で22万6600円であり、女性に限れば、正社員・正職員以外の平均賃金（同）は20万3500円であった。低水準の最低賃金のため、非正規労働者の賃金水準は、現状低く抑えられてしまっている。

ロシアとウクライナの戦争が拍車をかけた国際的な原材料価格の上昇に加え、円安などによって、物価は上昇している。とりわけ、光熱費、食料品は値上げが相次いでおり、家計を直撃している。一方、物価の上昇に賃金は追いついていない。厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によれば、2023年の労働者1人当たりの給与の総額は増えたものの、実質賃金は前年と比べて2.5%減少した。実質賃金は2年連続のマイナスであり、労働者の実質的可処分所得の減少は深刻化している。賃金の大幅な引き上げがなければ、家計はますます苦しくなる。

国際比較でも、海外の主要国と比べ、日本の最低賃金の低さが際立っている。円安が進んだこともあり、円換算で見ると、イギリス、ドイツ、フランスといったヨーロッパの主要国の最低賃金に大きく水をあけられている。昨年の改定前には、日本の最低賃金（全国加重平均）は、オーストラリアの2分の1以下になり、さらに隣国の韓国よりも低くなった、と報じられた。しかし、昨年の改定による引き上げによっても、これらの諸外国との賃金格差は埋まっていない。日本の最低賃金は、諸外国に比べて、引き上げ幅が小さいと指摘されている。日本の賃金水準の低さは、社会の経済的格差を広げ、貧困を深刻化させかねないものである。

非正規労働者をはじめとした低所得者は、貯蓄をする余裕がなく収入の大半を消費するため、最低賃金の引き上げは労働者の生活向上にとどまらず、経済の底上げにもつながる。

このような情勢であるからこそ、最低賃金を大幅に引き上げることが何よりも求められている。

もっとも、最低賃金の大幅な引き上げは、経営基盤の脆弱な中小企業に影響を与える可能性が大きい。日本商工会議所の「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」（2024年2月）によれば、2024年度に賃上げを予定している中小企業は61.3%に上るが、賃上げを予定する企業の約6割が「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」としており、また、物価上昇をカバーできる3%以上の賃上げを予定する中小企業は36.6%にとどまっている。中小企業においても大幅な賃上げを実現するには、中小企業の支援が必要不可欠である。すでに、賃上げを行う中小企業を対象に、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、法人税・所得税の税額控除等の制度が運用されてきたが、これらの制度の大幅な拡充を図り、物価上昇をカバーできる程度以上の賃上げが実現できるよう政策的に誘導する必要がある。また、これらに加えて、最低賃金を引き上げていくに当たっては、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるように、下請代金支払遅延等防止法の罰則強化や監視体制を強化するとともに、社会保険料の事業主負担分の減免などの中小企業支援策を実施する必要がある。

当会は、審議を行う中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び最低賃金を決定する東京労働局長に対し、物価高によって多大な影響を受けている労働者に健康で文化的な生活を保障するため最低賃金額を大幅に引き上げることを求めるとともに、政府に対し大幅な引き上げに対応した中小企業への支援策の策定・実施を求めるものである。

2024(令和6)年7月10日
東京弁護士会会長 上田 智司

ヒロシマ・ナガサキで平和を祈念する日を迎えるにあたっての会長談話

今から79年前の夏、1945年8月6日と9日に、原子爆弾が広島と長崎に投下されました。被爆者と遺族の甚大な苦しみと悲しみは今も続き、終わりが見えません。両地域では、それぞれの原爆投下日を平和記念日、県民祈りの日とし、今年も平和を祈念する式典が行われます。

アメリカなどにおいては、これら原子爆弾の投下が先の大戦の終結を早めたなどとの評価がなされ、また、核兵器の脅威により戦争が抑止されるという「核抑止論」が今でも主張されています。日本もアメリカの「核の傘」の下にありますが、この「核抑止論」が誤りであることは、核保有国が増加し、紛争が頻発する世界の現状が証明しているといえます。

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻においても、戦争終結の兆候がないまま犠牲者は増え続けています。日本でも「台湾有事」などを意識した南西諸島の基地化を急速に進め、与党政治家が「戦う覚悟」を求めるなどして緊張関係を高めています。さらに、ロシアのプーチン大統領などが核兵器使用の可能性について具体的に言及し、北朝鮮が核兵器による威嚇を繰り返し、中国が核弾頭の保有を大幅に増やすなど核兵器の脅威が高まっています。

これらの状況は、世界が未だ、原子爆弾による「ヒロシマ、ナガサキ」の甚大な被害から学ぼうとしていないことの表れといえます。

核兵器という究極の非人道的な殺りく兵器が存在する以上、戦争のない世界の実現には、まず、核兵器の完全な廃絶から始める必要があるのです。

しかし、日本は、核兵器の開発や使用、威嚇としての使用などを禁ずる核兵器禁止条約に未だに署名していません。同条約は2021年に発効し、署名国は既に93か国に上っています。世界唯一の戦争被爆国であり、徹底した平和主義を基本原理とする憲法を有する日本は、「核なき世界」の実現のために積極的役割を担うべきであり、一刻も早く同条約に署名、批准を行い加盟すべきです。

当会は、本日、憲法の定める平和主義の実現のために同条約への加盟を改めて政府に強く求めると共に、その基本的価値である個人の尊厳と基本的人権の尊重及び国民主権が最大限尊重される社会の実現を目指し、歩み続ける決意を新たにします。

2024(令和6)年8月6日
東京弁護士会会長 上田 智司

8月15日を迎えるにあたっての会長談話

今年も8月15日を迎えました。本日は、79回目の「終戦」の日です。

東京弁護士会は、アジア・太平洋戦争及び第二次世界大戦により亡くなられた犠牲者を悼むとともに、世界の恒久平和の実現に向けて努力していくことをここに誓います。

この戦争は、多くの人々の命を奪い、心身に深い傷を残し、生活を破壊しました。それらの人々の中には、日本人のみならず、アジア・太平洋諸国を中心とした、戦闘員だけでなく非戦闘員の方々が含まれています。このような事実を思いをいたすとき、戦争の悲惨さと平和の尊さを痛感するとともに、歴史から学ぶことの重要性を改めて強く認識します。

戦後生まれた日本国憲法は、個人の尊厳・基本的人権の尊重に最大の価値を置いています。また、日本国憲法は徹底した平和主義に立ち、前文で全世界の国民による平和的生存権を宣言すると共に、9条において戦争を放棄しています。個人が自由を享受し、いきいきと生きるためには、平和が維持されていることが不可欠だからです。

現在、世界に目を向ければ、各地で紛争やテロが続いています。ウクライナ情勢も依然として終結しておらず、中東やスーダンでも多くの民間人が犠牲となっています。核兵器の脅威も依然と

して深刻なままです。現在ほど、私たち一人ひとりが、日本国憲法が定める平和主義の理念を世界に広め、その実現に最善を尽くすことを求められる時はありません。我が国は、唯一の戦争被爆国であり、徹底した平和憲法を持つことから、平和を世界に広げることが期待されていると言えます。

しかしながら、近時、我が国は、解釈改憲と言える集団的自衛権の行使を容認する閣議決定や安保法制の制定、それに引き続く武力増強政策に向かっていきます。私たちは、このような流れの当否について、日本国憲法の徹底した平和主義の観点から、真剣に議論しなければなりません。

8月15日を、戦争の悲惨さを風化させず、平和への深い思いを新たにするとともに、未来を担う若い世代に継承していくという決意のもと、東京弁護士会は、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、そしてその不可欠の前提である平和な世界の実現に向けて、今後も全力を尽くしてまいります。

2024(令和6)年8月15日

東京弁護士会会長 上田 智司